

## 第十編 勞資協調運動

### 概観

労働問題解決の爲めに如何なる方策が講ぜられても勞資兩階級の對立する限り其の徹底的解決は不可能であらう。然し乍ら労働運動の盛んとなるに従ひ、勞資兩階級の鬭争につき種々の緩和策が國家若くは資本家によつて講ぜられる、即ち國家は(一)社會の安寧秩序を維持せんがため及び(二)勞資兩者に對して協調の好模範を示さんがため、又資本家は(一)革命的傾向に對する恐怖と(二)人道主義的覺醒(尤も少數ではあるが)との結果及び(三)協調なる美名の下にする利潤の遞減防止の目的(これ恐らく最も多數であらう)から、種々の協調機關を設くるに至るのが自然の趨勢である。我國に於ても近時此の種の機關が漸く勃興し來りつゝあるのを見るのであるが之を二つに區別し得る様に思はれる、即ち一は企

業外にあつて勞資兩者の一般的協調を圖らんとするもので他は企業内にあつて個別の協調を試みんとするものである。財團法人協調會は前者中の尤なるもので、國有鐵道現業委員會、秀英舎工場協議員等の工場委員制度は後者に屬する。所々に設けられた所謂縱斷組合なるものも亦後者である。尙此の工場委員制度なるものは三四年來英米に行はれ來つて居るものであるが、最近我が國に於ても漸く之に倣ふものが現はれて來た。

然らば之等の制度の實績如何。

床次内相の盡力によつて成立し、國庫より二百萬圓の補助金を受けた財團法人協調會は本來勞資兩者を平等視し以て其の協調を圖らんとする目的で設立されたものであるが設立當初より其の役員は舊官吏に非すんば資本家であつて一の労働者識的又は無意識的に資本家側を擁護する弊に陥るは免れざる勢であると思はれ

するに幾多の労働爭議を袖手傍観せし點より云ふも、何等社會政策的施設をなし得ざりし點より云ふも、當初の目的に副ひ得なかつたのは事實であつて、從つて労働者側より之に多くを期待する事は出來ないことが愈明白となつた。

國有鐵道に現業委員會の設けられたるは恐らく鐵道從業員の思想が比較的急進的なるを看取せる當局が、労働爭議の勃發前に一の緩和策たる工場委員制度を設けて機先を制せんと欲し、且つ之により協調の實をあげて範を資本家に示さんとしたのであらう、又陸海軍工廠に於ける工場委員制度は最近に於ける砲兵工廠等の同盟罷業の勃發其他労働運動の險惡となれるに驚愕したる當局が急遽之が對策として作つたものであらうが幾多の官營工場中特に陸海軍の工場に相次いで此の天降り的制度の設けられしを見ては、そこに軍隊特種の絶對的命令精神の發露を認めざるを得ない。次に民間では秀英舎・日清印刷等の印刷工場に先づ工場委員制度の起つ

たのはこれ亦、労働運動に對して比較的急進思想を持つ印刷職工に對する資本家の労働争議豫防策である。而して此等の工場委員制度の成績如何は未だ聞く事を得ないが、その決議に強制力なき工場委員制度が労働者に如何程の利益を齎すやは疑問とせられてゐる。尙東京砲兵工廠、大阪砲兵工廠、陸軍被服廠、八幡製鐵所等に於ける制度の如きは懇談制であつて會の決議なるものなく眞の工場委員制度とは云ひ得ないが一方、強制力なき決議は其の効果に於て懇談に等しいから實質上兩者は幾何程の差もないのかも知れない。

最後に所謂縱斷的組名なるものは資本家の方意思によつて設けられその會長又は組合長は資本家身自若くはその指名した者であつて其の操縦は資本家の意の儘である。そが労働運動上如何なる功績をあげつゝあるかは別項労働組合運動中其の例を見出すに難くないであらう。

### 協調會

労働團體の勃興、労働爭議の頻發等労働

者間に於ける階級意識の發生と共に我が國に於ける労働運動の漸く盛んならんとするを見るや、現時に於ける労働資本の關係を研究し、勞資の協調によつて労働問題の解決を圖らんとする一の機關が床次内相を中心として計畫さるゝに至り、幾多の迂餘曲折を経て大正八年末遂に其の成立を見た。是れ即ち彼の財團法人協調會なるものであつて其の綱領を擧ぐれば左の如くである。

#### 協調會綱領

**第一、目的** 本會は事業主と労働者との協調を圖り社會政策的策施設の調査と其の實行を促進するを以て目的とす

**第二、事業** 本會は本部の外全國権要の地方に支部を設置し主として左記の事業を實行し若は之を誘助するものとす

一、公私の機關と連絡を取り社會政策に関する調査研究を爲し其の結果を公表すること  
二、社會政策に關し政府の諮詢に應し又は政府其の他公私機關に對し意見を提出すること

三、講演會圖書館等を開設して事業主及労

務者の修養に資すること  
四、職業紹介所事業の中央機關たるべき適

當なる施設を講ずること

五、労働紛議の仲裁和解に盡力すること  
六、其の他時勢の推移に應して必要なる施設を講すること

**第三、組織** 本會は有志者の寄附金を基礎とする財團法人と爲す

本會に評議員會を設け各方面の人士を網羅し本會の事業執行上に於ける議決機關と爲す

三、講演會圖書館等を開設して事業主及労務者の修養に資すること  
四、職業紹介所事業の中央機關たるべき適

研究及實務に從事する者を養成すると

## 五、労働問題に關する一切の事項を調査すること

尙同會は六百八拾餘萬圓の寄附金と八月國庫より交付せられたる貳百萬圓の補助金と合計約九百萬圓の資金を有する一大財團であつて右の寄附金は三井三菱（各百萬圓）等凡て八十九名の富豪の寄附によるものである。

### 富士紡同盟罷業と協調會

七月十四日、富士瓦斯紡績株式會社押上工場の男女工二千餘名は労働組合權の承認を求めて一齊に罷業したが、同社長和田豊治氏が該事件に對し甚だしく冷淡なるを憤れる友愛會は同月十六日、和田氏を理事とせる協調會に一の公開狀を發して其の態度の聲明を迫るに至つた。茲に於てか協調會は理事會を開く事數度、同月二十一日華族會館に於ける最後の理事會には徳川會長大岡、清浦、濱澤三副會長を初め八理事出席協議の結果、友愛會の公開狀に對しては協調會は答辯の必要を認めず、爭議の經過にも立ち入るべきに非ずとし、今

後も此の問題に對し絶對に關係せざる事に決せる上、労働者團結權問題に就ての協調會の態度を決し左の如き意見書を發表した。

#### 意見書

労働者團結權なる用語は廣く世間に行はれ其の意義は自ら明白なるが如く一般に思惟せらるゝも深く此用語の性質を極むる時は種々の解釋を附し得らるべく從つて團結權の否認と云ふ事實の説明も頗るるものでない自ら多岐に涉るを免れないものである資本家が労働組合に對し過りに壓迫を試み之が發達を阻害するの行動をなすは團結權否認の一例たるは云ふまでもない惟ふに健實なる労働組合の發達は本會の主張たる務資協調の目的を貫徹する方法である然れば此の意義に於ける團結權の否認は本會の主張に適合せざるものたることとは茲に言明して憚らざる所である、今回の

争議に於て事實の問題として會社は此意義に於ける團結權の否認をなしたるものに非ることを言明し友愛會は全く正反対の認定をなし所謂水掛論に了るは遺憾の事である、更に團結權否認に就き資本家が労働組合を無視し組合の決議や行動に對し相當の注意を拂はざる意義に解釋すれば是れ絶對的問題に非ずして關係的問題である若し夫れ組合の基礎鞏固にして其の行動や穩健なる場合には之に對して相當の敬意を表し其の意思を尊重するは資本家の當然採るべき方針ならんも然らざる組合

に對しては資本家は行動の自由を保留するも何等非議すべきこととでないものである此意義に於ける團結權否認の當否は組合其物の實體に依つて分るゝことにして之に對する本會の態度も亦概括的に説明すること出來ないのである、尙ほ進んで團結權否認の意義に就き最も進歩せる意義を附し資本家が組合の代表的契約を否認するの場合を假定せんか代表的契約の如きは労働組合の將來の理想として自然の趨勢なる事は歐米の實例に依り之を明かにするとを得んも我國に於ける現實の問題としては未だ輕々に論斷し難きことである歐米諸國中勞働組合の進歩最も著しき所に於ては此事實の行はるゝ場合の少からざるも我國の如き勞働組合法は未を制定せられず加ふるに組合の發達尙幼稚なる所に在つては遠かに斯の如き要求の容認を得難きは已むを得ざることである而して之を以て直ちに團結權の否認となすは本會の與せざる所である。

かくて協調會は勞資の協調に最も必要なとして自ら其の事業の一として標榜せらる労働争議の仲裁和解に對して極めて消極的態度を持つするものであることを天下に曝露するに至つた。

### 幹部の更迭と宣言の發表

協調會成立後幾何もなく調査部長松岡

均平博士の辭任を見たが爾來事業部長として調査部長を兼ねたる桑田熊藏博士は十月に至つて協調會を去るに至り、常務理事谷口留五郎氏亦同時に職を退いた、而して其後任としては内務省地方局長添田敬一郎、元鐵道省經理局長永井亨、内務書記官田澤義鋪の三氏が協調會へ入つた。かく

幹部に異動を生じたる協調會は此の機会に於て協調會の主義精神を鮮明にし更に之を徹定せしむるの必要を認めて所謂勞資協調は階爭鬭級を否認し人格主義を基調とする社會政策に立つものであることを宣言した。

### 協調會の事業

一、社會政策講習所　社會政策を研究せんとし又は社會的施設の實務に當らんとする者を養成する目的を以て設立され、四月第一回講習を開始し七月修了、百二十名に修了證書を授與した。第一回講習は九月十五日から開始されて居る。(労動者の教育問題の條参照)

二、中央職業紹介所　六月より開始、(一)

全國各紹介所より報告を受け、之を綜合し

て各紹介所に通報し(二)各地方に於ける勞働需給狀況、失業防止施設を調査し(三)事業主及勞働者中の適任者を囁託して委員會を設置し依つて職業紹介事業に關する意見を徵し(四)紹介所の増設其の他紹介事業の改善を計ること等の事業をなしつつある。

三、宣傳及調査　各地の要求に應じて講師を出張せしめ、活動寫眞、講談師等を利用して宣傳をなし、又各地の職業紹介所、失業者狀況の視察調査、歐洲に於ける社會政策に關する各種資料の刊行等をしてゐる。

### 四、社會政策時報を發行してゐる。

五、工業補習學校　東京高等工業學校附屬工業補習學校を譲り受けて經營してゐる。

尙十一月十七日添田理事は左の如き事業要綱を發表した。

### 温情會

前相模紡績株式會社取締役水谷鹿治郎が「労働問題の解決は一に武士道に立脚せよ」と講話、小冊子の刊行、活動寫眞の利用其他適切なる手段を講ずること

從來の施設に係る中央職業紹介所及び社會政策講演所の經營、社會政策時報及各種刊行物の發刊等に就ては大に事務刷新して其の充實又は擴張を期し、更に當面の事業として左の

各項を實行せんとす。

一、社會政策的制度及施設の調査研究に就ては一層力を用ひ、其の結果を發表するの外政府其他に對して進んで意見を開陳すると一、全國工場鑛山等に亘りて系統的に勞働事情に關する實地調査を行ひ、以て施設計畫の基礎標準とすること

一、資本家事業主に對して適切なる施設の實行を獎勵し、勞資協調の目的を達すべき各種組織の成立を援助すること

一、勞務者の爲め自ら實業補習學校を經營するの外各地に之が設立普及を圖り、短期講習會を開き、又勞働者の購讀に適切なる雑誌を刊行すること

一、會館、セツトルメント、寄宿舎其他勞務者の教養に資すべき社會事業を順次に實行して大に積極的施設を試ること

一、關係官廳、地方公共團體、資本家及勞務者の團體等は勿論、廣く社會の各方面に接

近して協議研究の機會を作ると共に本會を了解利用せしむるに努むること

一、協調主義の宣傳に一層力を用ひ、講演、講話、小冊子の刊行、活動寫眞の利用其他適切なる手段を講ずること

可からざるを思念し、曩に一事業を經營するに及び之れを實際的に試みて其の結果の好良なる寧ろ驚くべきものある事を體験し得たるを以て愈々此の主義を全國產業界に徹底普及せしむるの國家に大益あるを痛感し「設けたものが此の温情會である。本部を東京に置き、日本固有の武士道を根底とする友誼信愛を主義とし、會員双方の精神的向上を圖り誠實なる眞の温情主義を鼓吹普及せしめ、相頼り相援くるの美風を涵養するを以て目的として居る。そして同會の主義に贊助する者を以て、會員とする。會長の任期は無期限で水谷氏が會長らしく思はれる。本部又は必要に應して設けた支部に於ては毎月一回協議會を開く事になつて居る。此の會が果して如何なる活動をなしつつあるやは遺憾にして知るを得ない。

### 勞資研究會

大阪工業會の長谷川柳太郎氏は勞働問題解決の唯一の道は勞資相互の理解に依る兩者の調和に俟つの外なしとの見解か

ら勞資研究會なるもの組織した。其第一回例會は十一月七日大阪工業會内に開かれ、工業會系統の資本家數氏及勞働者側として大阪鐵工組合の代表者出席勞資の調和策如何に就き議論を闘した。尙毎月一回宛例會を開く由。

### 愛勵會

岡山自興產館小野嘉四郎氏其の他の肝煎りで十一月愛勵會なるものが組織せられた。其目的は「人類共濟の精神に基き會員の生活の安固人格の向上勞資双方の理解に基く一致の力に依り我國產業の發達を圖る」にあつて其綱領は國家中心主義により勞働界の責任及天職を自覺せしめ、社會的地位の改善を期するに他ならない。

國有鐵道現業委員會  
十六萬餘の從業員を有する帝國々有鐵道に於ては時勢の趨勢に鑑み、國有鐵道現業委員會なるものを組織した。其の組織の大要是後述の如くであるが、五月一日同委員會規程の發表と同時に床次鐵道院總裁は次の如き訓示をした。

「今や我國有鐵道は十有六萬の從業員を擁し其の繁劇なる業務錯綜せる分業に依つて行はるゝが故に克く上下の意思を疎通し從業員の健全を保持するは我業績を擧ぐる所以の要道なるを惟ひ、常に當局は意を茲に致し率先を以て幾多の待遇施設を實行せるは諸子の能く了解する所なり、方今國力の進展に伴ひ國有鐵道の責務愈々其の重きを加ふるに際し予は諸子が盡す協力奉公の精神を以て國運の隆昌に貢獻せむことを期待するや切なり乃ち茲に現業委員會の制度を創設して世運の嚮ふ所に副はんとを欲す其の主旨に於ては素より余が後來屢々聲明したる所と異なるなく一に鐵道の責務を完ふし上下の關係を密接ならしめ從業員の福利を増進せむとするに在り而して其の形體に關しては深く我國の狀勢に鑑み普く歐米の成例に照し最も適切なる組織を選べり今其大綱を述れば業務の種類に據り地域に従つて區劃を定め公選せられたる委員は從事員共通の福利に關し當局の諮詢に答申するの外自

### 一、社會事業に關する研究調査

#### 二、職業紹介

#### 三、人事相談

#### 四、法律顧問

#### 五、共済扶助

等各部の機關を設ける由である。

ら進んで意見を開陳し別に各般の事情に通曉せる者は指名に依り會議に参加して説明應酬の任に當り更に上長の職に在る者を議長と爲し議事の圓滑を圖ると共に部下職員の實情を直接聽取するの機會を有せしめたり斯の如くして予は益々現業の真相を明かにすると共に諸子の意向を審に以て諸般の施設計畫に資する所あらむとす。

近來一部思想界の變調に伴ひ漫に外來の思想に心粹し或は種々の誘惑に雷同して徒らに事を構ふもの渺なからざるに際し我鐵道従業員が獨り毅然として迷ふことなく常に其の職務に忠誠なるは吾人欣快措く能はざる所なり諸君冀くは本委員會設立の趣旨に鑑み深く當局の施設に信頼將來益々堅忍自重以て國有鐵道従業員たるの使命を全うするに努力すべし惟ふに本委員會の制度は當院の創設に係り其の實績を擧ぐると否とは一に之れが運用の如何に存し其の良否は眞に他の事業に影響する所のもの渺なからざるを以て舉世刮目して其の経過を深視せむとす諸子須らく其の趣旨を體し委員の選舉は之を公平になすべく選出せられたる委員は其の分に顧みて慎重事に當り上長亦克く之が指導の責に任じて言議を尊重し一心協力以て本制度の趣旨を貫徹せむことを努むべし

## 一、目的

區域内に於ける共通の利害に關する事

項に付當局の諸間に答申し又は進んで意見の開陳をなすにある。

## 二、目的

區域内に在勤する鐵道手及雇員以下の現業員より選舉した委員を以て組織し之に指名された議長及參與員を加へる。委員の數は大體區域内の現業員百人に付き一人とする。そして此の範圍に於て管理局長は各區域内の業務又は勤務課所に委員數の割合を以て標準とし五人乃至二十五人とする。

## 三、區域

委員會は事務所及工場毎に之を設置し運轉事務所にあつては運輸及運轉系統に各別に之を設置する。

## 四、選舉

(一) 委員の選舉資格  
イ、國有鐵道に一年以上勤続したこと  
ロ、年齢二十五歳以上の男子現業員たる

通常會は六ヶ月に一回議長之を召集し委員定數の半數以上の請求あるとき又は議長が必要ありと認めたときには臨時會

(二) 委員の被選資格  
イ、國有鐵道に二年以上勤續したること  
ロ、當該區域に一年以上勤續したること  
ハ、現に當該區域内の業務又は勤務箇所に在勤すること

ニ、年齢二十五歳以上の男子現業員たる

こと

尙投票は單記無記名であつて委員の任期は二ヶ年である。

## 五、會議の方法

議事制を採つて居る。上長の職にある者の事情を直接聽取せしめ、又委員の外に各般の事情を熟知せる者をして會員に參與せしめ説明應酬の任に當らしめる。尙此等の議長及び參與員は決議の際には可否の數に加はらない。

## 六、開期

を開くことが出来る。

## 七、聯合現業委員會

各管理局に聯合現業委員會を置く。聯合現業委員會は現業委員會より互選したる委員を以て組織し、委員の定數は各現業委員會の委員十人に付一人の割合である。但し十人未満の場合には五人以上のときに限り之を一人とする。

かくて八月十一日全國一齊に總計千三百六十名の現業委員選舉が行はれ九月二十日より十月十日迄に各地に於て現業委員會が又十月十日より二十五日迄に聯合現業委員會が開かれたのである。此等現業委員會には鐵道省よりの諮詢案として

- 一、能率增進に關する件
- 一、日用品廉實に關する件

の二件が提出せられたが、現業員側より提出した議案は數百件に上つて居るが今試みに東京鐵道局管内に於ける議案の一部を擧ぐれば左の如くてあって、之により鐵道現業員の希望の一斑を知る事が出来やう。

一、現業委員會規則第三條中の男子現業員とあるを男子の二字を削り婦人事務員にも有

權資格を與ふべき事

一、多數の意思を代表する委員を薄弱なる理由の下に勧せしめざる事

一、共濟組合規則中二十年を経過し年齢四十歳を超ゆるを「十五年を」經過に正の事

一、鐵道省職員表彰規定に依り效蹟章を授與せられたる者に對しては終身年一回家族共に乗車車證下付せられ度き事

一、職員家族無賃乗車制限人員最大限五名に改正せられたき事

一、職員家族無賃乗車證是一年以上十年未滿

一回十年以上二回備入家族乗車證年限は土

職五年以上一回たるを二年位に短縮せられたき事

一、忌引日數の件につき判任官及雇員の忘引

日數は父母七日以内事情に依つて十日以内祖父伯叔父母二日配偶者七日子三日兄弟姉妹二日雇入父母五日以内配偶者及子二日以内に改正せられたき事

一、現業員の二十四時と從業員の時間均等の爲めに代ふべき公休日として一週一日の割合を附與する事

一、徹夜宿直に關し一般旅費増額に伴ふて本料金を雇員二十七錢備員二十錢に増加せられたき事

一、家族四名以上に對し官舎を貸與し之に相當するもの及一家の生計を營む者には官舎に在るものに比例し相當の舍宅料を支給さ

れたき事

一、一年ヶ年間無缺勤者にして公休日附與されざるものに對しては各驛長に於て認可の上公休日に支給の事

一、轉轍手より雇員採用の事

一、傭人にして成績優良相當年功ある者に對し月俸制度を設けられたき事

更に如何なる議案が可決せられたるや其の大勢を見んがため河北新報十月十二日號に掲げられたる仙臺鐵道局の大原氏の語る所を記せば左の如くである。

提出された議案は管内を通じて五百件許あつたが此中委員會に於て可決されたのは半數以下である、然して可決となつた議案を大別すると大要左の如くである

(一)業務に關するもの(二)待遇に關するもの(三)官舎に關するもの(四)乗車證に關するもの(五)共濟組合に關するもの(六)勤務上に關するもの(七)被服に關するもの(八)旅費賄料等に關するもの

其の大部分は現業員の生活上の要求であつた

## 東京砲兵工廠職工代表者

東京砲兵工廠に於ては大正八年十月東

京砲兵工廠職工代表者たるもののが設けられた。

## 一、目的

職員職工間の意思の疏通を圖るにある。

## 二、組織

助役及び在職満三年以上の職工中より

職工代表者及び所要の職員並に職工長  
同副長を以て組織する。

## 一、目的

職工の選舉したる者を以て組織する。選舉による職工代表者の人員は各掛工場の職工人員二百人以上なる時は二百人を超ゆる百人毎に一名を増加し又職工人員五十人未満の掛工場は一名である。

課所長は業務作業別若くは其の他の区分に依り適宜の方法を以て職工代表者若干名を選出する。但し當分の中 在職満三ヶ年以上的者のみ職工代表者たるの資格がある。

上下意思の疏通を計り圓滿なる諒解の下に業務の進捗を期するにある。

## 二、組織

懇談制をとつて居る。會合は各課所毎に

開かれるのである。尙職工代表者は職工に意見ある時は之を聽取して關係職員に申出るのであるが特別の事由ある場合には此の順序を踏む事なく、直接課所長又は提理に申出づる事が出来る。

## 四、會議方法

懇談制をとつて居る。そして會合は課所別に行はれ、課所長に於て少くとも毎月一回其の必要ありと認めた時隨時之を開催する。

## 三、選舉

大阪砲兵工廠從業員懇談會  
大阪砲兵工廠に於ては五月從業員懇談會なるものが設けられた。

## 一、目的

從業員相互の意思の疏通を圖るにある。  
陸軍被服廠懇談會  
陸軍被服廠に於ては六月陸軍被服廠懇談會なるものを組織した。

## 四、會議方法

尙此の懇談會に於ては職工代表者の選出が課所長の適宜とする方法を以て行はれ必ずしも選舉によるを要しないから此の會は工場委員會の變態であつて眞の工場委員會と云ふ事は出來ない。

懇談制をとつて居る。判任官、雇員、傭人、職工各別に會合を行ふのであるが高等官は總ての會合に列席する。又職工の會合には代表者に非ざる職工長及職工副長を出席せしむる事がある、尙會合は概ね毎年春秋二回開かれる。

### 吳海軍工廠職工協議會

三萬の職工を有する吳海軍工廠では豫て労働組合に代り他の一團體を組織せんと計畫中であつたが六月遂に吳海軍工廠職工協議會なるものを組織するに決し、同月二十一日同會規則及び協議員の選舉規程を發表した。概要左の如くである。

#### 一、目的

意志疎通を圖り併せて從業職工の福祉増進に關する事項を協議するにある。一般職工中から選舉した職工代表員の互選に係る協議員を以て組織する。

### 三、選 舉

職工代表員の選舉區は各部を工場及び之に準する庫、室により區分した小選舉區である。尚一年以上工廠に勤續した職工で二十歳以上の者は職工代表員の選舉權を有し、一年以上の勤續者で二十五歳以上の者はその被選資格がある。投票は單記無記名である。

### 四、會議方法

議事制によつて居る。協議會には廠長が

協議員の選舉區は検査官所屬、砲熿部、水雷部、造船部、造機部、製鋼部、火薬試驗所、會計部及兵器部の各部で其の員數は各部に於ける職工員數に従ひ左記標準率に依つて定める。

#### (一) 職工員數五千人以内

每五千人又は其端數に付一人  
(二) 職工員數三千一人乃至六千人

每千五百人又は其端數に付一人

(三) 職工員數六千一人乃至一萬人

每二千人又は其端數に付一人

(四) 職工員數一萬一人以上

每二千五百人又は其端數に付一人

### 八幡製鐵所懇談會

八幡製鐵所に於ては六月製鐵所懇談會なるものが組織せられたが今其の目的、組織等を簡単に述べれば左の如くである。

#### 一、目的

雇傭條件に關し職工共通の利害に係る事項に付懇談し意思の疏通を圖るにある。

### 一、組 織

一課に付二十人以内の職工總代を組長

職工中より指定した主事があつて會務を統理するが會議の際には理事が議長となる。尙會議には廠長が職員中より指定した十五名の參與員を參與せしめる。然し表決には預からない。尙其の例會は毎年二月と八月に開かれる。

#### かくて八月二十六、七兩日第一回の協議會が開催せられ精神講話獎勵、殉難招魂祭、除名職工再入廠の件、職工人事行政上適任者の件其他待遇、慰安、衛生、交通、服裝給付、共濟組合等の諸問題に就き協議した。

かくて八月二十六、七兩日第一回の協議會が開催せられ精神講話獎勵、殉難招魂祭、除名職工再入廠の件、職工人事行政上適任者の件其他待遇、慰安、衛生、交通、服裝給付、共濟組合等の諸問題に就き協議した。

伍長と本職工と各半數宛互選し此等各課の職工總代の互選に係る四十人以内の懇談會員を以て組織する。

### 三、選舉

職工總代の選舉は各工場毎に行はれ、各其員數が定められて居る。一工場の本職工數一百人未滿の時は他の工場と合して一工場と見做され、一課の本職工二百人未滿の時は他の課と合して之を一課と見做される。而して本職工はすべて選舉權がある。成年本職工で在勤二ヶ年以上の者は被選資格がある。投票は單記無記名である。

### 四、會議方法

懇談制をとつて居る。此の懇談會及び各部所長又は各課長が必要により其の部所又は課内の利害關係ある職工總代を集め開く協議會には製鐵所職員が參與する。尙懇談會は一年一回以上招集せられる。かくて六月十四日第一回會合が開かれたが何等まとまりたる議題もなかつた由である。

### 秀英舎工場協議員

東京秀英舎活版所に於ては大正八年十一月以來工場協議員なるものが組織されて居る。

### 一、目的

現業員の待遇衛生保健休養及教育其他現業員の利害に關する事項に就き現業員一同を代表して會社の諮詢に應じ意見を開陳し又は提案を爲すにある。

### 二、組織

現業員五十人又は其過半數毎に一人の割合に選出する協議員を以て組織する。

尙五十人未滿十五人以上の係にては一人を選出し得、十五人に達せざるものは同一課内の他の係と合併通算して其數を定む。  
三人總計二十六人である。

### 四、會議方法

懇談制をとつて居る。

### 日清印刷工務協議員會

東京日清印刷株式會社に於ては四月以來工務協議員會なるものが組織せられて居る。

### 一、目的

ニ、雇傭誓約證を差入れたる者  
ホ、既往一年以内に減給以上の懲戒處分を受けざりし者  
ヘ、刑事前科を有せざる者  
(二)左の資格を有する者は被選資格がある。

イ、満一年以上の勤續者

ロ、年齢滿二十年以上の男女工手及工手補

尙投票は單記無記名であつて、協議員の

定員は本店六人第一工場十七人第二工場

八人第三工場九人第四工場七人第五工場

二人第六工場二人第七工場二人第八工場

一人第九工場一人第十工場一人第十一工場

一人第十二工場一人第十三工場一人第十四工場

一人第十五工場一人第十六工場一人第十七工場

一人第十八工場一人第十九工場一人第二十工場

一人第二十一工場一人第二十二工場一人第二十三工場

一人第二十四工場一人第二十五工場一人第二十六工場

一人第二十七工場一人第二十八工場一人第二十九工場

一人第二十工場一人第二十一工場一人第二十二工場

一人第二十三工場一人第二十四工場一人第二十五工場

一人第二十六工場一人第二十七工場一人第二十八工場

一人第二十九工場一人第三十工場一人第三十一工場

一人第三十二工場一人第三十三工場一人第三十四工場

一人第三十五工場一人第三十六工場一人第三十七工場

一人第三十八工場一人第三十九工場一人第四十工場

一人第四十一工場一人第四十二工場一人第四十三工場

一人第四十四工場一人第四十五工場一人第四十六工場

一人第四十七工場一人第四十八工場一人第四十九工場

一人第五十工場一人第五十一工場一人第五十二工場

一人第五十三工場一人第五十四工場一人第五十五工場

一人第五十六工場一人第五十七工場一人第五十八工場

一人第五十九工場一人第六十工場一人第六十一工場

一人第六十二工場一人第六十三工場一人第六十四工場

一人第六十五工場一人第六十六工場一人第六十七工場

一人第六十八工場一人第六十九工場一人第七十工場

一人第七十一工場一人第七十二工場一人第七十三工場

一人第七十四工場一人第七十五工場一人第七十六工場

一人第七十七工場一人第七十八工場一人第七十九工場

一人第七十工場一人第七十一工場一人第七十二工場

一人第七十三工場一人第七十四工場一人第七十五工場

一人第七十六工場一人第七十七工場一人第七十八工場

一人第七十九工場一人第八十工場一人第八十一工場

一人第八十二工場一人第八十三工場一人第八十四工場

一人第八十五工場一人第八十六工場一人第八十七工場

一人第八十八工場一人第八十九工場一人第九十工場

一人第九十一工場一人第九十二工場一人第九十三工場

一人第九十四工場一人第九十五工場一人第九十六工場

一人第九十七工場一人第九十八工場一人第九十九工場

一人第九十工場一人第九十一工場一人第九十二工場

一人第九十三工場一人第九十四工場一人第九十五工場

一人第九十六工場一人第九十七工場一人第九十八工場

一人第九十九工場一人第一百工場一人第一百零一工場

一人第一百零二工場一人第一百零三工場一人第一百零四工場

一人第一百零五工場一人第一百零六工場一人第一百零七工場

一人第一百零八工場一人第一百零九工場一人第一百零十工場

一人第一百零十一工場一人第一百零十二工場一人第一百零三工場

一人第一百零四工場一人第一百零五工場一人第一百零六工場

一人第一百零七工場一人第一百零八工場一人第一百零九工場

一人第一百十工場一人第一百零一工場一人第一百零二工場

一人第一百零三工場一人第一百零四工場一人第一百零五工場

一人第一百零六工場一人第一百零七工場一人第一百零八工場

一人第一百零九工場一人第一百十工場一人第一百零一工場

一人第一百零二工場一人第一百零三工場一人第一百零四工場

一人第一百零五工場一人第一百零六工場一人第一百零七工場

一人第一百零八工場一人第一百零九工場一人第一百十工場

一人第一百零一工場一人第一百零二工場一人第一百零三工場

一人第一百零四工場一人第一百零五工場一人第一百零六工場

一人第一百零七工場一人第一百零八工場一人第一百零九工場

一人第一百十工場一人第一百零一工場一人第一百零二工場

一人第一百零三工場一人第一百零四工場一人第一百零五工場

一人第一百零六工場一人第一百零七工場一人第一百零八工場

一人第一百零九工場一人第一百十工場一人第一百零一工場

一人第一百零二工場一人第一百零三工場一人第一百零四工場

一人第一百零五工場一人第一百零六工場一人第一百零七工場

一人第一百零八工場一人第一百零九工場一人第一百十工場

一人第一百零一工場一人第一百零二工場一人第一百零三工場

一人第一百零四工場一人第一百零五工場一人第一百零六工場

一人第一百零七工場一人第一百零八工場一人第一百零九工場

一人第一百十工場一人第一百零一工場一人第一百零二工場

一人第一百零三工場一人第一百零四工場一人第一百零五工場

一人第一百零六工場一人第一百零七工場一人第一百零八工場

一人第一百零九工場一人第一百十工場一人第一百零一工場

一人第一百零二工場一人第一百零三工場一人第一百零四工場

一人第一百零五工場一人第一百零六工場一人第一百零七工場

一人第一百零八工場一人第一百零九工場一人第一百十工場

一人第一百零一工場一人第一百零二工場一人第一百零三工場

一人第一百零四工場一人第一百零五工場一人第一百零六工場

一人第一百零七工場一人第一百零八工場一人第一百零九工場

一人第一百十工場一人第一百零一工場一人第一百零二工場

一人第一百零三工場一人第一百零四工場一人第一百零五工場

一人第一百零六工場一人第一百零七工場一人第一百零八工場

一人第一百零九工場一人第一百十工場一人第一百零一工場

一人第一百零二工場一人第一百零三工場一人第一百零四工場

一人第一百零五工場一人第一百零六工場一人第一百零七工場

一人第一百零八工場一人第一百零九工場一人第一百十工場

一人第一百零一工場一人第一百零二工場一人第一百零三工場

一人第一百零四工場一人第一百零五工場一人第一百零六工場

一人第一百零七工場一人第一百零八工場一人第一百零九工場

一人第一百十工場一人第一百零一工場一人第一百零二工場

一人第一百零三工場一人第一百零四工場一人第一百零五工場

一人第一百零六工場一人第一百零七工場一人第一百零八工場

一人第一百零九工場一人第一百十工場一人第一百零一工場

一人第一百零二工場一人第一百零三工場一人第一百零四工場

一人第一百零五工場一人第一百零六工場一人第一百零七工場

一人第一百零八工場一人第一百零九工場一人第一百十工場

一人第一百零一工場一人第一百零二工場一人第一百零三工場

一人第一百零四工場一人第一百零五工場一人第一百零六工場

一人第一百零七工場一人第一百零八工場一人第一百零九工場

一人第一百十工場一人第一百零一工場一人第一百零二工場

一人第一百零三工場一人第一百零四工場一人第一百零五工場

一人第一百零六工場一人第一百零七工場一人第一百零八工場

一人第一百零九工場一人第一百十工場一人第一百零一工場

一人第一百零二工場一人第一百零三工場一人第一百零四工場

一人第一百零五工場一人第一百零六工場一人第一百零七工場

一人第一百零八工場一人第一百零九工場一人第一百十工場

一人第一百零一工場一人第一百零二工場一人第一百零三工場

一人第一百零四工場一人第一百零五工場一人第一百零六工場

一人第一百零七工場一人第一百零八工場一人第一百零九工場

一人第一百十工場一人第一百零一工場一人第一百零二工場

一人第一百零三工場一人第一百零四工場一人第一百零五工場

一人第一百零六工場一人第一百零七工場一人第一百零八工場

一人第一百零九工場一人第一百十工場一人第一百零一工場

一人第一百零二工場一人第一百零三工場一人第一百零四工場

一人第一百零五工場一人第一百零六工場一人第一百零七工場

一人第一百零八工場一人第一百零九工場一人第一百十工場

一人第一百零一工場一人第一百零二工場一人第一百零三工場

一人第一百零四工場一人第一百零五工場一人第一百零六工場

一人第一百零七工場一人第一百零八工場一人第一百零九工場

一人第一百十工場一人第一百零一工場一人第一百零二工場

一人第一百零三工場一人第一百零四工場一人第一百零五工場

一人第一百零六工場一人第一百零七工場一人第一百零八工場

一人第一百零九工場一人第一百十工場一人第一百零一工場

一人第一百零二工場一人第一百零三工場一人第一百零四工場

全にし以て同會社の進歩、發展を圖り且被  
傭者の待遇保健休養教育其の他相互の利  
害に關する事項に付工務員を代表して會  
社の諮詢に應じ又は提案をなすにある。

## 二、組織

工務者（工務員中工匠を除きたる者）の  
選舉した工務者協議員及び常任取締役の  
指名したる事務者（工務に關する事務を執  
る者）協議員各十五名を以て之を組織する

## 三、選舉

### （一）工務者選舉部別

一部	植字係	四人
二部	活版印刷課	三人
三部	採字課	二人
四部	石版印刷課 <small>寫眞製版課</small>	一人
五部	原版原畫課	一人
六部	鉛版課	一人
七部	鑄造課 <small>字母電氣版課</small>	一人
八部	紙截課倉庫課	一人

（二）技工以下の工務員で左の資格を有す  
る者は協議員選舉權がある。

イ、満六月以上の勵績者

ロ、年齢満二十歳以上の男女技工、工手

及工手補

（三）年齢満二十三歳以上の男技工及工手

で左の資格を有する者は被選資格があ  
る。

イ、所屬投票部の工務員なる事

ロ、滿一年以上の勤續者

ハ、雇傭誓約書を差入れたる者

尙選舉は各部毎に行はれ、投票は單記無  
記名である。

## 四、會議方法

議事制をとつて居る。議長及び副議長は  
取締役會の決議により協議員以外の者か  
ら之を指名する但し表決權を有しない。  
協議員會は議長の招集により三月以内に  
一回の總會を開くのであるがその、會社又  
は協議員の提案により調査會議する事項  
は左の如くである。

（一）工務員雇傭條件に關する事項

協議員會の規則中には協議員は工務協議  
會員に於て發言したる意見に關し其の意  
に反して解雇せらるゝ事なしとか、工務協  
議員會へ出席の協議員は時間中賃金の支  
給を受くる等重要な規定がある。

## 牧山骸炭製造 協勵會

三菱鑄業 式社經營の牧山骸炭製造  
所に於ては勞資協調の目的を以て牧山骸  
炭製造所協勵會なるものが組織された。

（四）教育休養及慰安に關する事項

（五）互助及び援護に關する事項

（六）能率及福利増進に關する事項

## 五、決議

### 一、目的

會員間の意志疏通を計り努めて協調の實をあげ身神の修養、智德の啓發、技術の練磨、能率の増進、衛生防災、慰安、共濟等の諸問題を研究し所長の諮詢に應するにある。

### 二、組織

同製造所職員（贊助會員）並に組頭の職にある傭使補及び職工（以上兩者正會員）を以て組織し會長は贊成會員中より所長之を囁託するのであるが、此の會の肝要なる所は各十名以上より成る甲乙兩種の委員が相集まつて組織する委員會にある。

### 三、委員の選出

甲委員は贊助會員中より會長之を選任し甲委員長は甲委員の互選による。

乙委員は同所に一ヶ年以上勤續の正會員中より會員之を選舉して委員長は乙委員の互選による。

委員會と分委員會とし前者は會長之を召集し議長は會長之に當り（但し採決に加はらず）後者は全委員會の豫備會議其他の必要に應じ各委員長別々に之を召集し議長は夫々各委員長之に當る。そして委員は委員會によつて所長の諮詢に應するのである。

議事制をとつて居る。委員會を分ちて全